

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		長期優良住宅の普及の促進に関する法律による容積率の特例の許可
根拠法令及び条項		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課住宅係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため）
	参考事項	解釈文書等 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条の規定の運用について（令和3年10月20日付け国住街第157号国土交通省住宅局市街地建築課長通知） 埼玉県長期優良住宅型総合設計許可取扱方針（令和4年2月20日制定 埼玉県都市整備部建築安全課）
	設定等年月日	令和4年4月1日設定（令和 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定（処分の先例がなく、当面の申請が見込まれないため）
	設定等年月日	令和4年4月1日設定（令和 年 月 日最終変更）